

平成24年第1回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成24年2月21日

西多摩衛生組合議会

平成24年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成24年2月21日(火)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者 並木 心 副管理者 竹内 俊夫

副管理者 加藤 育男 副管理者 石塚 幸右衛門

会計管理者 森田 茂

出席議員

1 番 尾作 武夫 2 番 石川 修 3 番 小川 龍美

4 番 榎澤 誠 5 番 鴻井 伸二 6 番 山崎 勝

7 番 水野 義裕 8 番 門間 淑子 9 番 川崎 明夫

10 番 杉山 行男 11 番 清水 義朋 12 番 堀 雄一郎

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長 並木 勲 参 事 島田 善道

業 務 課 長 松澤 昭治 施 設 課 長 石川 良仁

総 務 課 長 岩田 守由

構成市町職員

青梅市環境経済部ごみ対策課長 関塚 浩 羽村市産業環境部長 竹田 佳弘

福生市生活環境部長 野島 保代 瑞穂町住民部長 田辺 健

平成24年第1回西多摩衛生組合議会定例会日程

平成24年2月21日(火)

午後1時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

(西多摩衛生組一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)

日程第4 議案第1号

西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第2号

平成24年度西多摩衛生組合予算

日程第6 議案第3号

平成24年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について

日程第7 議案第4号

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について

午後1時30分 開会

○議長（杉山行男） 本日は、平成24年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともお忙しい中、全員の出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員現在数12名でございますけれども、出席議員12名、欠席議員ゼロでございます、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成24年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 皆さまこんにちは。一言ごあいさつをさせていただきたいと思います。

定例会にあたりまして、過日は研修という形で視察をお出かけいただきましてありがとうございました。時期を得たものということで、大変実りのある研修であったというふうに承知をしているところでございます。ありがとうございました。

本日は、平成24年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず全員の議員の皆さまにご出席を賜り、開催できますことを厚くお礼を申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼を申し上げます。

さて、現在の組合の事務事業の状況でありますけれども、構成市町からのごみ搬入量につきましては、平成24年1月末現在で約5万5,050トンのごみが搬入されております。これは前年度同期までの構成市町ごみ搬入量と比較いたしますと約370トン、0.7%の微増となっており、平成23年度末では6万3,400トン程度のごみが構成市町から搬入されるのではないかと予測をしているところであります。

なお、昨年度の平成22年度におきましては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき多摩川衛生組合の可燃ごみ受け入れを実施したことから、広域支援分を含めた前年度同期比では約1,900トン、約3.3%の減量となっております。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数につきましては、平成24年1月末現在で約10万6,800人となっており、1日平均で申し上げますと420人の方々にご利用をいただいております。

フレッシュランド西多摩につきましては、地域交流の拠点として、また地域住民の憩いの場として、今後とも多くの皆さまにご利用いただけますよう、イベントの開催等によるさらなるサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日もご提案申し上げさせていただきます案件ですけれども、平成24年度西多摩衛生組合予算など5件であります。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上ご承認、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上で、簡単ではありますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山行男） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元にご配付したとおりでございます。よろしくようお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

5番 鴻井 伸二 議員

6番 山崎 勝 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長よりご報告いたします。並木事務局長。

○事務局長（並木 勲） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、平成24年2月14日付け、西衛発第872号をもちまして管理者より議長あてに、平成24年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知がありました。これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元にご配付しておりますとおりの議事日程の順序により進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては日程第5、議案第2号、平成24年度西多摩衛生組合予算と、日程第6、議案第3号、平成24年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件につきましては関連がございますので、一括してご審議を願うことといたしております。

最後に、本定例会における議事説明員といたしまして正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをご報告申し上げます。

以上です。

○議長（杉山行男） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりに進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、2月21日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） 異議なしと認めます。よって、会期については本日1日限りとすることに決定いたしました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により、質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

本案は、平成23年の東京都人事委員会勧告に準じ、平成24年1月1日から給与改定を実施することとした構成市町の動向に合わせ、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただいたもので、同法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

初めに、平成 23 年人事院勧告による国の状況について申し上げますと、国家公務員給与が民間給与を 0.23%上回っていることから、月例給を引き下げ、これを是正することとした勧告が行われましたが、給与臨時特例法案との兼ね合いなどから、平成 23 年 10 月 28 日の閣議で実施見送りが正式決定されております。

一方、平成 23 年東京都人事委員会勧告では、都の職員給与が民間給与を 0.24%上回る公民較差が生じていることから、7年連続で例月給を引き下げることとされ、東京都においては平成 23 年 12 月 1 日施行の改正条例により勧告に基づく給与改定が実施されております。

組合の構成市町におきましては、これらの状況を踏まえ、平成 23 年 12 月定例会において給与条例の一部改正を行い、昨年 12 月以降既に各給与制度における改定を行っております。

西多摩衛生組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、当組合といたしましても給料月額及び地域手当の引き下げを内容とする西多摩衛生組合一般職の職員給与に関する条例等の一部を改正する条例について専決処分を行わせていただいたところであります。

なお、この条例は平成 24 年 1 月 1 日から施行するものとしております。

条例の細部につきましては、事務局より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（杉山行男） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田守由） それでは、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについての細部の説明をさせていただきます。

初めに、本改正条例の構成につきましてご説明をいたします。本案は西多摩衛生組合一般職の職員給与に関する条例（昭和 37 年条例第 7 号）本則と、西多摩衛生組合一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 22 年条例第 6 号）付則を 2 条建ての改正文により改めております。

それでは、お手元に配付をしております専決処分書の別紙 1 ページをご覧ください。

第 1 条は、西多摩衛生組合一般職の職員給与に関する条例の一部改正でございます。本条は、平成 23 年東京都人事委員会勧告に基づき給料月額を引き下げするため、条例第 3 条別表で定める給料表の改正について規定をしております。

給料表の改正内容でございますが、1 ページから 5 ページ上段までに記載しております別表第 1、一般職給料表（1）は一般行政職の職員に適用するもので、東京都行政職給料表に準じ表上の平均改定率でマイナス 0.25%、平均改定額 871 円の引き下げを行っております。

なお、当組合におきます給料月額の実質の平均改定率はマイナス 0.22%、平均改定額はマイナス 715 円となっております。

恐れ入ります。次に 5 ページをご覧くださいと思います。

5 ページから 11 ページに記載しております別表第 2 一般職給料表（2）は、技能労務職の職員に適用するもので、羽村市における条例改正に倣い、級構成を 2 級制から 3 級制に変更するとともに、各級各号の給料月額を都表に完全準拠とする改正を行っております。

なお、当組合におきましては、現在一般職給料表（2）を適用する職員はおりません。

続きまして、11 ページ、第 2 条関係をご覧ください。

西多摩衛生組合一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。本条は、一昨年、平成 22 年 12 月 27 日に施行いたしました西多摩衛生組合一般職の職員給与に関する条例の

一部を改正する条例（平成 22 年条例第 6 号）付則第 2 項で定めております地域手当の支給割合の暫定措置について、当該付則の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、地域手当の支給割合につきましては、本則で「100 分の 18」と定めておりますが、国の基準による地域手当の支給割合等を勘案した平成 23 年度の羽村市給与改定に準じ、実質の支給割合を現行の「100 分の 13.5」から「100 分の 12.5」へ引き下げ、当分の間適用しようとするものでございます。

なお、第 1 条による給料月額引き下げと、第 2 条による地域手当の支給割合の引き下げ、それに伴いますいわゆる「はね返し分」を合計しました西多摩衛生組合職員の一人当たりの例月給与への実質影響額は平均でマイナス 4,315 円、1.06%の減となっております。

最後に、付則でございますが、本改定が職員の給与水準を引き下げる内容であるため、遡及することなく、条例の公布日の属する月の翌月の初日から実施することが妥当であるとしたしました人事委員会勧告に従い、平成 24 年 1 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に関して、専決処分の承認を求めることについての細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） 質疑なしということで、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第 4、議案第 1 号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました議案第 1 号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案は、平成 22 年 12 月 10 日に公布されました「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に引用している同法律の引用条項に変更が生じたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、お手元に配付しております議案第 1 号附属資料新旧対照表をご覧ください。

介護補償について規定をしております第 14 条第 2 号中「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改めております。

付則として、障害者自立支援法の施行期日に合わせ、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとする

るものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（杉山行男） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第5、議案第2号及び日程第6、議案第3号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、平成24年度西多摩衛生組合予算及び日程第6、議案第3号、平成24年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま一括議題となりました議案第2号、平成24年度西多摩衛生組合予算及び議案第3号、平成24年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号、平成24年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明を申し上げます。

平成24年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては前年度より2,100トン減の6万1,300トンといたしました。

構成市町の人口につきましては、平成23年10月1日現在の人口数29万1,241人で、前年度より863人減少しております。

予算の内容であります。歳入におきましては、使用料において余熱利用施設の利用者の実績等を考慮いたしまして前年度比77万9,000円を減額しております。

また、分賦金につきましては、前年度比7億7,542万4,000円減の18億8,947万9,000円といたしました。

この結果、歳入合計は前年度と比較し7億7,600万円の減額となっております。

一方、歳出におきましては、引き続き維持管理経費の削減に努めてきたところであります。主要事業のじん芥処理費では、工事縮小化計画に基づく点検項目の見直しや、消耗部品の購入費削減により前年度比で5,242万円を減額するほか、公債費におきましては平成8年度にごみ処理施設整備事業費として借りました起債の償還が平成23年度をもって完済となることから、前年度比で7億743万3,000円を減額しております。

この結果、歳出合計は前年度と比較し7億7,600万円、約28%の減といたしまして、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ19億5,700万円に定めようとするものであります。

次に、議案第3号、平成24年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件についてご説明申し上げます。

本案につきましては、組合予算の約97%、金額にいたしまして18億8,947万9,000円の分賦金を構成市町ごとに決定しようとするものであります。

細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（杉山行男） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田守由） それでは、議案第2号、平成24年度西多摩衛生組合予算及び議案第3号、平成24年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部につきましてご説明申し上げます。

予算編成の基礎となりますごみの搬入量及び構成市町の人口など基本的な数値につきましては管理者説明のとおりでございます。

次に、職員数につきましては、23年度1名の退職に伴い24年度に新任職員1名の採用を予定しております。したがって、正規職員の増減はなく、23年度と同様の28名でございます。

それでは、議案第2号、平成24年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。予算書の1ページをお開き願います。

平成24年度西多摩衛生組合予算の総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を19億5,700万円と定めようとするものでございます。

第2項は、款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」によると定めようとするものでございます。

第2条は、地方自治法で認められております一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めようとするものでございます。

第3条は、歳出予算の流用につきまして定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

「第1表歳入歳出予算」でございます。まず歳入でございますが、第1款分賦金から第4款諸収入までの構成となっております。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成となっております。

歳入歳出の合計はそれぞれ19億5,700万円でございます。

恐れ入ります。5ページをお開き願います。

歳入でございます。第1款1項1目分賦金は18億8,947万9,000円、前年度比7億7,542万4,000円の減でございます。

第2款1項1目使用料は5,336万4,000円、前年度比77万9,000円の減でございます。これは余熱利用施設におきまして、利用者数の実績に基づき減額計上するものでございます。

第2項1目総務手数料は、前年度と同額の1,000円でございます。

第3款1項1目繰越金は、前年度と同額の1,000万円でございます。

恐れ入ります。6ページ、7ページをお開き願います。

第4款1項1目預金利子は、前年度と同額の1,000円でございます。

第2項1目弁償金は、前年度と同額の1,000円でございます。

2目雑入は415万4,000円、前年度比20万4,000円の増でございます。これはフレッシュランド西多摩で開催をしておりますイベント教室の参加負担金を実績に合わせ見直したことによる増額でございます。

以上、歳入合計は19億5,700万円で、前年度比7億7,600万円の減額でございます。

次に、歳出でございます。第1款1項1目組合議会費は148万5,000円、前年度比18万9,000円の減でございます。これは平成24年度が行政視察の実施年度でございませぬことから、14節使用料及び賃借料の自動車等借上料にバスの借上料を未計上としたことによるものでございます。

恐れ入ります。8ページ、9ページをお開き願います。

第2款1項1目一般管理費は1億5,710万2,000円、前年度比199万8,000円の減でございます。

主なものは、3節職員手当等で、予算額は3,661万1,000円で、前年度比194万2,000円の減額でございます。これは退職予定の職員が平成24年度はおりませぬことから、退職手当組合特別負担金が減額となったためでございます。

次に、11節需用費は674万1,000円、前年度比70万6,000円の減でございます。これは主に修繕料で、公用車の車検が23年度に終了したことによるものでございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

13節委託料は540万2,000円、前年度比41万7,000円の増でございます。これは主に電算システム修正委託料で、財務会計システムの更新にかかる経費の増額分でございます。

14節使用料及び賃借料は689万8,000円、前年度比19万3,000円の増でございます。これは事務機器使用料で、プリンタ2台をリース期間満了に伴いまして新たに更新するための経費の増額分でございます。

なお、19節負担金、補助及び交付金の周辺市町地域振興負担金でございますが、従前の地元負担金から名称を変更しております。これはこの負担金の根拠となります「西多摩衛生組合環境センター周辺市町の地域振興に関する協定書」の目的に合わせまして名称を変更したものでございます。

恐れ入ります。12、13ページをお開き願います。

次に、第3款1項1目じん芥処理費は10億7,132万8,000円、前年度比5,242万円の減でございます。これは主に平成23年度に設備の予備品を購入したことによる経費の減額と、事業が完了した委託料の減額のほか、工事請負費におきまして工事縮小化計画に基づき点検時期を見直し、最小限度の工事に努めたことによる減額分でございます。

1節報酬から4節共済費までの人件費は1億8,265万6,000円で、前年度比129万2,000円の減でございます。これは主に嘱託員を1名減としたことによる報酬の減額分と、職員の新陳代謝に伴い期末勤勉手当の減少によるものでございます。

恐れ入ります。14、15ページをお開き願います。

11節需用費は2億4,173万7,000円、前年度比2,361万5,000円の減でございます。これは23年度中に設備の老朽化に対応するため中央監視設備用部品及びクレーン設備のバケットクロー、タービン発電機の予備品を購入したことから減額となっております。

12節役務費は246万4,000円、前年度比54万2,000円の減でございます。これはボイラーやクレーン等の法定検査が平成23年度に終了したことによるものでございます。

13節委託料は2億5,279万9,000円、前年度比922万9,000円の減でございます。これは主に平成23年度事業として計上いたしました地域計画等作成委託料及び高木剪定委託料の事業の完了のほか、隔年実施の計量システム法令点検等委託料の減額によるものでございます。

恐れ入ります。16、17ページをお開き願います。

14 節使用料及び賃貸借は 43 万 1,000 円、前年度比 12 万 6,000 円の減でございます。これは平成 23 年度に長期継続契約を締結をいたしましたフォークリフトのリース料を契約金額に合わせ精査したことによるものでございます。

15 節工事請負費は 3 億 8,868 万 4,000 円、前年度比 1,682 万 6,000 円の減でございます。これは工事縮小化計画に基づきまして、3 炉あるうちの 2 炉分を最小限度の工事として計上したことにより経費が削減されたものでございます。

18 節備品購入費は 61 万 8,000 円、前年度比 51 万 6,000 円の減でございます。これは 23 年度の内視鏡等の購入に代わり、中央制御室のいす等を計上したことによるものでございます。

恐れ入ります。18、19 ページをお開き願います。

次に、第 4 款 1 項 1 目施設運営費は 1 億 4,705 万 4,000 円、前年度比 1,463 万 7,000 円の減でございます。これは主に 13 節委託料で、23 年度に事業を完了しました委託料の減額と、15 節工事請負費でサウナ室の改修工事が完了したことによるものでございます。

11 節需用費は 5,210 万円、前年度比 52 万 3,000 円の増でございます。これは主に施設開設 10 年が経過し、設備等の老朽化に対応するため緊急修繕費を増額計上いたしたことによるものでございます。

13 節委託料は 7,821 万 2,000 円、前年度比 1,075 万 1,000 円の減でございます。これは平成 23 年度事業の一環としてフレッシュランド西多摩開設 10 周年記念イベントを計上したイベント開催委託料の減額と、浴槽循環設備点検整備委託における「トロン温泉システム」に係るトロン浴素の更新が終了したことによるものでございます。

恐れ入ります。20、21 ページをお開き願います。

14 節使用料及び賃借料は 288 万 3,000 円、前年度比 40 万 4,000 円の減でございます。これは浴場施設内で使用しますサウナマットの借上げ枚数を実績に合わせ精査したことによるものでございます。

恐れ入ります。22、23 ページをお開き願います。

次に、第 5 款公債費は 5 億 7,722 万円、前年度比 7 億 743 万 3,000 円の減でございます。これはごみ処理施設整備事業費の平成 8 年度借入分が平成 23 年度をもちまして完済となったためでございます。

第 6 款予備費は 281 万 1,000 円でございます。

以上、歳出合計は 19 億 5,700 万円で、前年度比 7 億 7,600 万円の減額でございます。

続きまして、関係資料でございますが、24 ページから 33 ページまでは給与費の明細でございます。

恐れ入ります。34 ページをお開き願います。

34 ページは地方債に関する調書で、右側一番下の欄の 6 億 3,588 万 3,000 円が平成 24 年度末における地方債現在高の見込額でございます。

以上で平成 24 年度西多摩衛生組合予算についての説明とさせていただきます。

引き続きまして、平成 24 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第 3 号附属資料をご覧ください。

平成 24 年度当初予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきましてご説明申し上げます。基礎数値といたしまして、表の 2 人口割合比較で、前年度との比較でございますが、組合市町別では、青梅市は 72 人の減少で 13 万 9,860 人、負担割合は 48.02%。福生市は 456 人の減少で 5 万 9,693 人、20.50%。羽村市は 157 人の減少で 5 万 7,589 人、19.77%。瑞穂町は 178 人の減少で 3 万 4,099 人、11.71%となっております。

次に、表3 ごみ搬入割合比較でございますが、前年度と比べまして、青梅市は1,400トン減の2万9,700トンで、負担割合は48%。福生市は500トン減の1万2,100トンで、20%。羽村市は100トン減の1万1,700トンで、19%。瑞穂町は100トン減の7,800トンで、13%。合計で、2,100トン減の6万1,300トンを見込んでおります。

このような状況を踏まえまして、表1 分賦金比較につきましてご説明申し上げます。組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目に基づき積算をいたしております。組合市町別では、青梅市は前年度比3億8,175万9,000円減額となりまして8億9,650万2,000円、福生市は前年度比1億6,008万2,000円減額となりまして3億8,736万3,000円、羽村市は前年度比1億5,293万7,000円減額となりまして3億6,279万3,000円、瑞穂町は前年度比8,064万6,000円減額となりまして2億4,282万1,000円となります。合計といたしまして7億7,542万4,000円を減額いたしまして、分賦金は18億8,947万9,000円でございます。

以上で、平成24年度西多摩衛生組合予算と、平成24年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。8番、門間議員。

○8番（門間淑子） 項目順になっていくのですかね。順番に質問していきます。

予算書の10ページ、先ほどの説明の中で、電算システムの修正委託料が多く増えたのは大きな改修があるからだということでしたけれども、改修の内容について、金額が大きいのでちょっとお尋ねします。

それから、続いて13ページの人件費のところですが、嘱託職員の報酬が減って、一般職の再任用が1人から2人に増えたということですが、嘱託の方が1人減って再任用が入って、人数的には変わらないと思うのですが、今後この再任用についてどのような増加をたどって、嘱託の方との人数比率といえますか、どういうふうな見通しなのか、そこにおける業務ですね。再任用の方の行う業務と嘱託の方の行う業務が多分比例するのでしょうかけれども、その関係を少しお尋ねします。

それから、14ページですけれども、構内緑地帯整備委託料というのが24年度はちょっと多くなっているのですが、これはどのような、緑を増やすということなのでしょう。お尋ねします。

それから、15ページです。ここの二つの委託料がありまして、給排水衛生設備検査清掃委託料とエレベーター点検委託料というのがありまして、これは22年度の事務報告書を見ますと、2社の見積もり合わせになっているのです。ほかのところは4社とか5社とか指名競争とかになっているのですが、この2社の、ずっとこの2社の見積もり合せが続いているわけですが、これはやはり2社で見積もりというのはどうかなというふうに思いますので、この契約についての改善策はどんなふうにお考えかをお伺いします。

それから、16ページの施設維持整備工事ですけれども、先ほど説明の中で、この施設が建設されて折り返し点に入ってきたということで、これから修繕費が増加するのではないかとということがちょっと触れられておりましたが、施設維持設備工事に関して、今回の24年度では大ざっぱにどんなことを考えていらっしゃるか。

それから、緊急に予測されるものはこれから何があるか、つまり例えばここに入ってくるのではないかと思うのですが、バグフィルターについてもある程度の耐用年数があるわけで、ここのところを新しいバグフィルターに変えてから広域支援が2回ほど行われました。小金井市と多摩川衛生組合というふ

うに広域支援が比較的短期間で繰り返されているということも含めて、バグフィルターの耐用年数については非常に、精度等非常に心配なわけで、そこも含めてこれから先の維持整備工事に関してはどんなふうにお考えなのか、先ほどの一番最後の債務負担、借金が大幅減ってきたということもあわせて、今後そういうことに対する重点投資というようなことは考えられていくのかどうかについてお尋ねします。

○議長（杉山行男） 岩田課長。

○総務課長（岩田守由） 私の方からは2点のご回答をさせていただきます。

まず最初に、10 ページの電算システム修正委託料でございます。こちらの委託料は財務会計システムと、それから人事給与管理システム、それから契約管理システム、三つのシステム委託料を計上しておりますが、そのうち増額したものは財務会計システムの更新の委託料でございます。既存のシステムが平成 18 年度に導入いたしまして、平成 23 年度現在、当初のリース期間 5 年が満了しております。現在は再リースで対応しております。

また、このシステムにつきましてはサーバークライアントは既に製造中止になっておりまして、それに関連した部品につきましてもメーカーによる保有期間が終了しておりまして、現段階においても故障時における部品調達が困難な状況でございます。

したがいまして、既存のシステムを使用し続けた場合、経年劣化が進むということで、今回安定したシステムの確保を目的に新システムの経費を計上したところでございます。システムの内容につきましては、新システム導入にかかる帳票類、あるいはプログラム修正、データ移行作業等の経費でございます。

それから、2 点目の嘱託員と再任用職員の関係でございます。13 ページです。まず、再任用職員でございますが、23 年度に退職予定者が 1 名おりますので、その方を再任用ということで 1 名増とさせていただきます。

また、嘱託員につきましては、65 歳になられる方がおり、任用期間の更新が切れますので、嘱託職員が 1 名減ということで、そのような増減となっております。

嘱託員の業務といたしましては、正規の職員の人員数を 28 人に抑制しているということもありまして、正職員を補佐する形で相当高度な知識、経験を必要とする業務を行う職務に従事しております。

ただし、平成 25 年度をもって再雇用制度につきましては廃止をいたしまして、再任用制度に一本化する予定でございます。

それから、嘱託員 6 名の主な配属状況でございますが、環境センターの点検整備業務に 1 名、それからごみ搬入計量業務に 1 名、環境センター、フレッシュランド西多摩の構内整備業務に 3 名、それからフレッシュランド西多摩の事務補助として 1 名となっております。

それから、再任用の今後の動向でございますが、現在 24 年度は 2 名で、26 年度に 1 名増で 3 名になります。それから 27 年度には 1 名減になりまして 2 名となります。それ以降平成 30 年度までは退職予定者はおりません。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 島田参事。

○参事（島田善道） それでは、私の方からまず 14 ページの構内緑地帯整備委託の内容についてご説明をいたします。

この内容につきましては、毎年瑞穂町と羽村市のシルバー人材センターに委託をしております。いわゆる除草の分ということで、それが大体年間 730 万円ほどになっております。本年度は前年度に対して 300 万円ほど増額になっております。

実は西多摩衛生組合、1年間に3,000人ほどの見学者が来ます。そのほとんどが、半分ぐらいが小学生ということで、単純なごみ焼却の見学の説明だけではなくて総合的な環境学習、あるいは資源循環学習、こういったことも一緒に小学生に対して説明をさせていただいているところがございます。そういった面では、自然環境学習の場として昨年からフレッシュランドの入口に「バタフライガーデン」というのを整備させていただきまして、そこへ見学で行って、こういうふうな自然の状態でも循環してというような説明をさせていただいています。

本年度は、実は構成市町から発生します剪定枝の活用について、いろいろと西多摩衛生組合は資源循環を目指しておりまして、ごみの消臭剤としての活性炭、あるいはダイオキシン吸着用の活性炭、これは噴霧をして循環しております。そして来年からはバタフライガーデンのところに遊歩道がございまして、そのところに剪定枝を活用したウッドミックス舗装、これをやろうかなと、それでこういう資源循環をしていますというようなことを見学時に説明をしていきたいと、その費用として大体それが180万円になります。

それからもう一つは、実はフレッシュランドの大広間の前が空き地になっていまして、花なんかを植えるのですが、その土壌がちょっと埋め立てた跡みたいなのであまり土壌がよくないので、土壌改造をして花壇等がきちっと育つような環境にしたいということで、これが大体130万円、この2件が前年度に対して増えているということでございます。

それから、16ページの工事請負の関係でございましてけれども、工事請負につきましては24年度までにどういふことをやるのかというお話ですけれども、冒頭説明がありましたように、工事見直し計画が進みまして、22年度から実施しまして24年度で3年目、一巡をするということで、従来の重点工事は1炉ずつしかやりません。去年はボイラー点検がありましたので若干上がりましたがけれども、今年必要最低限の工事をやっていくということでございます。

それから、バグフィルターのお話なのですが、これはまだメーカーが、20年の時に新しく変えています。大体5年から7年ぐらいというような使用期間ということでございまして、毎年3年ぐらい経過したあとに物証実験をしております。今年の秋も物証実験をしまして、まだ70%をきってないので、いわゆる触媒性能というのですか、そういうのはまだありますということなので、まだ1、2年は大丈夫だろうというふうに考えているところでございます。

それから、今後の直近の工事の対応というようなご指摘でございましてけれども、施設維持整備工事につきましては、工事見直しにつきまして、工事費の軽減は1億3,000万円ほど軽減されております。直近の課題としましては、バグフィルターよりむしろプラント全体をコンピューターで制御しております中央監視装置というのがございまして、これが大体メーカーでは10年ぐらいでもう製造中止ということで、どの清掃工場でも10年から15年の間に1回リニューアルをしなければいけないという装置でございまして、これが25年に大体概算で今のつかんでいる金額で6億円ぐらいなのですが、この交換更新工事が一番メインになります。高額な工事費になりますので、いわゆる今の国の資源循環推進交付金をうまく適用できるような形で財政負担を抑えながら実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山行男） 岩田課長。

○総務課長（岩田守由） 4点目の答弁のところでも漏れておりましたので、失礼いたしました。

予算書の15ページ、給排水衛生設備検査清掃委託料とエレベーター点検委託料の契約の関係で、2社だけの見積もり合わせということでございますが、こちらの契約内容につきましても専門的な内容となって

おりますので、指名参加につきまして2社しか出てないということで、2社で見積もりあわせをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 門間議員。

○8番（門間淑子） 続けて幾つかお聞きします。最初の再任用のところなのですから、そうすると嘱託職員の方が1人お辞めになって、再任用として残られたということなのですかね。これがこれから先も続いていくということなののでしょうか。再任用の方は嘱託職員の方なのですか。一般職の方の再任用との関係はどういうふうになるのですか。30年までは退職者数がないということでしたけれども、これは嘱託の方も一般職の方もそういうふうには退職者なしというふうに引くくめてのお話なののでしょうか。嘱託の方と一般職の方、それでそれぞれの再任用とこれからというのがちょっとはつきりよく見えなかったの、ご説明ください。

それから、15ページの2社の見積もりあわせなのですから、特別なことについては1社の随意契約ということで、随意契約を減らしていくようにという話も何度かお話したことがありますが、この2社以外にもう該当者というのはないということなのですかね。そこだけしかもうやってないということではないのと思うのですけれども、どうして2社だけなのですか。それは考えていらっしゃるんですか。それが一つ。

それから、16ページのバグフィルターに関してですけれども、実証実験をして70%ぐらいまで生きているということで、性能としては70%ぐらいはもう使ってきて、性能として30%まだ大丈夫だということなのか、70%というふうにさっきおっしゃったのですけれども、今現在のバグフィルターの精度はどういうふうに検証していらっしゃいますか。

いずれやはり交換せざるを得なくなるわけで、たしか1、2、3と順番に、一遍にお金を出せないということで順番に交換していったと思うのです。たしか1回8,000万円ぐらいだったですかね。大きな金額だったと思うのですか、今まで使ってきた性能と、今後どこまで性能を高く使い切れるのかというところがあって非常に問題になってくるわけで、だんだん年数が経てくれば性能が落ちてくるわけですから、その性能をどういうふうを確認していらっしゃるかを一つです。

それから、これはこれから先25年ぐらいだという中央監視装置ですけれども、そこはコンピューターシステムだけが変わるのか、つまりコンピューター監視と今の焼却装置が連動しているわけですから、その連動を切り離す形で中央制御室の装置がつかれるのかどうかですね。そこについて非常に長く1社独占できているところですから、そこについてのお考えをお聞かせください。

○議長（杉山行男） 岩田課長。

○総務課長（岩田守由） 2点目の指名参加の関係でございますが、こちらにつきましては、先ほどもお話をしたように専門的な業者ということで、指名参加の申請がこの2社以外扱う業者がないものですから、こちらの2社で限定をさせていただきます。

それから、再任用、嘱託員の関係でございますが、再任用制度につきましては平成22年度から運用開始をしておりますが、したがって、従前は退職後は通常は嘱託職員として活用しておりましたが、平成22年度からは再任用に切り替えて採用しております。

再任用につきましては、平成21年度以降退職者を対象としておまして、嘱託員から再任用へ切り替えはしていません。ですから再雇用の制度につきましては平成25年で終了するというような形になります。

以上です

○8 番（門間淑子） それを聞いているのではなくて、嘱託職員と一般職との再任用の関係をお聞きしているのです。

○総務課長（岩田守由） 一般職員が退職いたしまして、その後の再任用ということで22年度から制度が始まりまして、一般職員の退職者の方を対象に再任用制度の適用をさせていただいております。

○議長（杉山行男） 並木事務局長。

○事務局長（並木 勲） ただいまの質問、再雇用につきましては、従前職員で技術的な部署におりまして、そういったことで退職後再雇用でやっているということで、その制度が25年までということですよ。再任用については22年度、その制度が変わりまして、定年退職をして、希望がある場合について、その職員が再任用に適するというのであれば引き続きお願いするというようなことでございます。

○議長（杉山行男） 島田参事。

○参事（島田善道） それでは、バグフィルターの件なのですが、先ほど私70%と申し上げましたのは、まだ70%の性能が残っているということございまして、通常バグフィルターの交換のそういう一つの目安というのは、いわゆる物証実験を毎年何本か抜いていろいろ性能を検査するのですが、触媒の能力が60%を切ると、これはもうそろそろ交換しましょうというところがありますので、そういった面では、現状では、触媒能力の面ではまだ大丈夫だということです。

それから、触媒の能力のほかに5、6年使うと炉布自体がもろくなっていくということもありますので、これは毎年点検で何本か抜いてその辺の確認をしていくというのが1点、それからご指摘のように1炉に560本ございまして、費用的にも8,000万円くらいかかりますので、組合としては3炉を一遍に単年度でやるわけではなくて、1年ずつ、3炉ありますので、3年間かかってやるということございまして、その出発点が、いろいろな物証実験も当然参考にしますけれども、過去の例でいくと大体7年ぐらい経過してから交換していくということになります。

それから、中央監視装置は、これはコンピューターだけのその装置だけです。その装置だけをそっくり取り替えるということになります。

以上です。

○議長（杉山行男） 門間議員。

○8 番（門間淑子） 再任用のところ、質問と答弁が噛み合わないのですけれども、一番最初にお聞きしたのは、最初の質問のときに嘱託職員を1名退職したので再任用でという最初の冒頭の質問があったと思うのです。なので、嘱託職員が減ったことで再任用が入ることは、総数としては変わらないけれども、再任用というのは、一般職くらいのものだと思っていますので、嘱託職員も再任用ということで、これからも回していくんでしょうかという主旨の質問をしたわけです。

ですから、嘱託職員がお辞めになってもう一度こちらで仕事をしていただくときと、一般職の方が退職して再任用としてもう一度働くときとでは条件が全く同じなのかどうかですね。そこら辺について説明いただきたいのですけれども。

○議長（杉山行男） 並木事務局長。

○事務局長（並木 勲） 再雇用職員が変わったことについての再任用を。

○8 番（門間淑子） 再雇用は聞いていません。

○事務局長（並木 勲） 嘱託職員が退職したことについては、都合退職ということで、それに伴って再任用を1名増にしたということではなくて、正規職員がここで、23年度末に退職をしますのです、それに伴って再任用制度で職員を採用していくというようなことでございます。

- 8 番（門間淑子） わかりました。
- 議 長（杉山行男） ほかに。水野議員。
- 7 番（水野義裕） 1点だけ伺います。今年度、ガレキ処理の話があると思うのですね。その辺の費用と対応については多分ここまで入ってないと思うのですが、基本的なスタンスはどんなふうか、例えば小金井市のときには持込料を取って、それでバグフィルターを替えたみたいなのもやりましたけれども、今回持ち込まれるものに対しては基本的にはその費用は全部東京都がもつよというような、この前そんなふうな話かなというふうに思っていて、確認をしたいのでその辺だけ、ごみはそこまで入っていませんよねというあたりと、そのことが発生したときの費用の関係について説明をお願いします。
- 議 長（杉山行男） 島田参事。
- 参 事（島田善道） ガレキ受入れをした場合は、当然今の状況でいきますと、歳入の面でいくとトン当たり2万5,000円というような感じで、これは公社を通じて東京都の方から入ってくることになります。それから、費用面で影響があるのは、当然数千トンのごみ量の増加になりますから、薬品、あるいは燃料代、それから委託料で運搬料がちょっと増えますけれども、これは多摩川衛生組合の広域支援とかを参考にしますと、大体5,000トンで大体500万円ぐらいの出費があるのかなというふうに考えております。いずれにしても、その辺が具体的にになれば、今回の予算には間には合わなかったので、補正予算等で今後対応していきたいという考えでございます。
- 議 長（杉山行男） よろしゅうございますか。ほかに。堀議員。
- 11 番（堀 雄一郎） 予算書の14ページのじん芥処理費の中の需用費、消耗品費、燃料費、この消耗品費につきましては大きく昨年の予算より減額されていると、2,000万円ほど減額されていると思うのですが、この詳しい説明をもう少し教えていただきたいと思えます。あと燃料費は若干多くなっていますが、そのことと、どうなっているのか。
- あと23年度は節電のためのさまざまな実験というか、検証されたと思うのですが、そういったことは何かこの24年度の施設の運用の中で節電等に取り組むことに生かすことができるのか、そういうことがあったかどうか、あるいは生かしているかどうか、そういうことではなく通常の運転に戻せという、ただそれだけのことなのかということ、その点についてお聞かせください。
- あとは東京電力の値上げの話等がニュースで流れているのですが、そういったことについてはこの予算では考慮はされているかどうかについてお聞かせいただけたらと思えます。
- 以上です。
- 議 長（杉山行男） 業務課長。
- 業務課長（松澤昭治） ただいま需用費の方での予算の話から説明させていただきたいと思えます。まず、消耗品費につきましては9,471万4,000円の計上ということでございまして、前年と比べますと2,128万7,000円ほどの減でございます。これはごみのクレーンのクローという部分、つかむところの爪の部分です。そちらがA、B2機ございまして、両方で12枚の爪がございます。いろいろ当て板等の溶接をしながら補修をしていきましたも約2年で交換をするような、そんなような形になってございまして、前年度は6枚購入しておりますが、24年度につきましては3枚で済むことから、約470万円ほどの減額で、タービン発電機におきまして経年劣化によりまして、前年度に対して軸受けメタルというような部分の消耗品等を交換しておりますことから、約600万円ほどの減額、また中央監視の改修部品等が製造中止になっているということから、26年度の更新工事までの間の予備品として今年度の計上210万円より約790万円多く計上したということで、減額の予算になっております。

また、燃料費につきましては、経済産業省所管の財団法人日本エネルギー研究所の石油情報センターというところからの単価を用いて試算してございますが、24年度に使用単価につきましては、前年の86円から単価が98円まで高騰するということでございまして、使用量といたしましては前年と変わらないのですが、単価の増によりまして増になっているということでございます。

それと、電気料でございますが、24年度の電気代の予算につきましては、今年度予算と比較いたしまして19万9,000円ほどの増となっております。これはごみの減量に伴いまして2炉稼働日が減少し、発電量が低下したことが主な要因でございます。

ご指摘のとおり、今年に入りまして東京電力の電気料が4月から値上げをされるという予定となっております。1キロワット当たり約2円61銭という値上げがあるということでございますので、当組合で1年間として考えますと約1,600万円ほどの増額が考えられます。

24年度の対策といたしましては、平成19年から21年度にかけて実施いたしました省エネ対策工事、または省エネ対策の効果によりまして、現在1,800キロワットの契約電力量でございますが、これを約100キロワット下げまして、4月以降1,700キロワットの契約電力に変更しまして、それで約100万円ほどの減額、また去年と同様、夏季操業調整契約という契約を結びまして、需要電力が特に高いと予測される日の午前9時から5時までの時間帯におきまして契約電力の30%以上の抑制を行いまして、そこで1,600万円ほどの削減を行ってまいりたいと考えております。今後におきましても、新たな低金額となる施策を模索してまいりたいと、そういうふうと考えております。

以上です。

○議長（杉山行男） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、フレッシュランドにおけます23年度に実施しました節電対策を24年度予算にどのように反映したのかというご質問にお答えさせていただきます。

フレッシュランドにおきましては、使用電力のすべてを東京電力から購入していることから、23年度は経費節減と電力消費の両面から節電対策に取り組んできたところでございます。24年度当初予算においても、電気料において23年度節電対策を考慮した積算をしているところでございます。

このため、基本料金においては節電実施時の最大使用電力量をもとに積算し、年間240キロワットの削減で、金額にして約38万円、使用電力料金につきましても過去の平均使用量を採用いたしまして1万8,000キロワットの削減で、金額にして25万4,000円の節減内容を見込んだ積算になっております。

なお、フレッシュランドにつきましても24年度以降、東京電力が実施すると言われております基本料金の値上げ、17%と言われておりますが、これにつきましては24年度の当初予算には反映しておりませんので、23年度に引き続き24年度も厳しい節電対策を実施しながら、値上げ後の料金を注視しつつ、PPS事業者との料金を比較して、より有利な契約を選択して、24年度の当初予算内でおさまるように努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 堀議員。

○11番（堀 雄一朗） いろいろ詳しく説明いただきましてありがとうございました。

いろいろ電力の使用について、また節減のことについては契約を見直したり、さまざまされながら抑えていくということはこの予算にも盛り込んであるし、また実際に値上げが生じた場合もできる限りこの範囲におさまるように努力されるという認識でよろしいのかなと思いましたので、もう最初から補正になるだろうとか、そういうことではないということで、とりあえずは予算を出されたら、そういう努力をされ

るということで認識いたします。ありがとうございました。

○議長（杉山行男） ほかにありませんか。5番、鴻井議員。

○5番（鴻井伸二） 予算書でいきますと、公債費の22ページ、それから34ページの市債の状況なのですけれども、今年度、ごみ処理施設整備事業費の普通債については償還ということでございますが、今残っている普通債の利率と、それから償還期限について教えてください。

それから、先ほど若干お話もあったのですが、24年度については新たな起債はないということで理解しているのか、25年度以降ではプラント中央装置ですかね。管理費についてのもが出てくるということなのですけれども、この辺については全額そういうような起債ということも考えながらやるということで理解しているのか、それ以外の大きな起債が今後見込まれてくるのかどうか、予算の中で、できる範囲でちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（杉山行男） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田守由） まず、借入利率の方でございますが、借入先の財務省と東京都がございまして、財務省の方は24年度現在では1.6%から2%、東京都の方が0.7%から1.05%となっております。

償還期限でございますが、ごみ処理施設整備事業費につきましては24年度で終了ということでございます。それからあと余熱利用施設、フレッシュランドの事業費でございますが、こちらは平成33年度までの償還でございます。

それから、もう1点でございますが、焼却灰搬出設備の改造工事、これは広域資源循環組合に飛灰を搬出するために設備を改良した借り入れでございますが、こちらについては償還期限が平成27年度までとなっております。

それから、平成24年度につきましては起債の予定はございません。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 島田参事。

○参事（島田善道） 今後の起債の予定というご指摘でございますけれども、先ほどもちょっと今後の工事の計画ということで中央監視装置、概算で、その装置だけで6億円ぐらいかかります。交付金の活用を考えているというお話をさせていただきました。

これは条件がございまして、CO₂の削減が3%以上ないと交付金の該当にならないということでございまして、本体の装置の6億円のほかにCO₂の削減の対策工事も今現在、長寿命計画の中で検討しております。そうしますと、交付金を引いて残ったものを一財でやりますと、やはり数億円という単年度で負担になるので、これについては今地方債借り入れができるかどうか東京都を通じて検討しているところでございます。まだ具体的な金額ははっきりしておりません。

○議長（杉山行男） 鴻井議員。

○5番（鴻井伸二） わかりました。

もう1点です。先ほどバグフィルターの方の寿命ということがあったのですがすけれども、触媒の精度というのが6割、60%を切るとということで、そうすると例えばそれが24年度の中でもし60%を仮に切れば、それはもう替えなくてはいけないというようなことになってくるので、そうするとそれはやはり来年度、24年度にそういう検証をすれば25年度の中で起債ということも起こる要素というか、バグフィルターを替える、今1本数億円かかるという話なのですけれども、それも起債の要因としてはあるということですか。

○議長（杉山行男） 島田参事。

○参 事（島田善道） 先ほども物証実験をいろいろやるということでございまして、例えば今年度中にそういう物証実験をして 60%ぐらいになったらすぐだめということではございませんから、そこはゆとりというか、メーカーの見解もありますので、相対的に検証して、早ければ 25 年度には交換していくというふうなことになるかと思えます。

ただ、これはいろいろメーカーとも相談しますし、560 本ありますから、そのうち 1 本がそういうふうになったからと言って全部を取り替えるということはありませんので、さらに精密なそういう物証実験をやりながら、炉布の状態を見ながら、本当にだめなら 25 年度に替えていくと、こういう点になります。

それから、バグフィルターを交換するときに起債の対象ということですが、これは起債の対象になりませんので、それから交付金の対象にもなりませんので、従来どおり一財で対応させていただきたいと、そのために 3 炉あるやつを単年度でやらないで、3 年間に分けて軽減をしていくような考えでございまして。

○5 番（鴻井伸二） はい、結構です。

○議 長（杉山行男） ほかにありませんか。尾作議員。

○1 番（尾作武夫） それでは、14 ページから 17 ページ、そして 18 ページから 21 ページ、これは款 3 のじん芥処理費、そして款 4 の余熱利用施設の事業費ですけれども、非常にこの歳入から見ますと 55% から 60% 近くがこの二つの 3、4 で歳出となるのですが、この予算の積算がなく、内部的な努力、委託料等 3 と 4 の費用が打ち出されるわけですが、内部努力はどのようにされてこの積算が出来上がったのか、その点についてお伺いいたします。

○議 長（杉山行男） 島田参事。

○参 事（島田善道） 特にご指摘のようにじん芥処理費の委託料等は 2 億 5,000 万円ほどの予算計上、今年もそうです。事業費も 2 億 5,000 万円ほどの、ご指摘のとおりでございまして、今までの経費の努力と申しますか、その経過をちょっとご説明をさせていただきたいと思えますが、実はこの西多摩衛生組合の全額の負担になっているのは、施設が稼働したのは平成 10 年でございます。1 年目はいわゆるメーカーの負担で、我々の負担はございませんでした。それが平成 11 年度から発生をしております。この委託料で申しますと、平成 11 年度で 2 億 5,000 万円ほどの経費がかかっていたのですけれども、それから実質的には 10 年度の経費から削減の取り組みをしております。平成 24 年度の予算ベースの比較をいたしますと、大体年間 7,500 万円ほどの経費削減をしているところでございます。

大まかな内容は、各委託料の点検改修の見直しを中心に実施をしております。それぞれ開始年度の違いはございますが、12 年度より開始が 8 件、14 年度からが 2 件、17 年度からが 2 件、18 年度が 1 件と、それから 20 年度が 3 件、これまで 11 年間、毎年数件ずつであります。そういう委託料の見直しとか、委託の業務の内容を見直して削減を図ってきていると、年間で 7,500 万円ぐらいは 12 年度に対して削減ができていますと、こんな状況でございます。

○議 長（杉山行男） 尾作議員。

○1 番（尾作武夫） それでは、14 ページ、15 ページですが、増額されたところもありますとすれば、それから減額になったところもあります。あるいは昨年と同様、同額というような委託料がそれぞれあるわけですが、非常にこの施設におります職員が技術者が多いということで私も高く評価しているのですが、そうした中でやはり内部努力、あるいは創意工夫がやはり加えられて、この維持管理についてもできる限り、努力している内容は今説明いただきましたけれども、さらにやはり努力できるのではないかというふうなことを感じたものですから、その点について今後方向として、これだけの技術者の中で委託についてもやはり自分でできるところはみずからやる、そしてまた委託しなければならない技術的な専門分野につ

いてはそれぞれ委託をするというようなこともかなりできるのではないかというふうに私は思うわけですね。

技術者を見ても、24年度の事務報告書の49ページを見ますと、相当数の、驚くほどの技術取得者が一覧になっております。今後の運営にこちらからぜひお願いしたいところはしっかりと内部努力をまだまだできるのではないかというふうに私は思えるので、委託だけに依存するのではなくて、たとえ大きな予算の中でもう60%近くが委託業務というところになっていきますので、ぜひその辺のところ、今後も一人一人が努力をされ、積算に当たってはしっかりと町民の、市民の付託にこたえられるような努力をぜひお願いしたいというふうに思っていますが、その点について。

○議長（杉山行男） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） 今のご質問、鋭意努力をしていくと、当然のことしております。基本的な姿勢として私自身も職員に対してそういう、非常に真摯に取り組んで、一生懸命やってくれる職員です。一つの業務につきましても昨年と同じような仕事、あるいは2年前と同じような仕事があがってきたときに、その仕様の段階でそのときよりもどこがどう切り詰められるかという形で1回、2回と原案をつくって、私の方に見せていただいて、まさにそういう努力をして、自分たちができるところは自分たち、委託するときにはそこは減額という交渉も何回も踏んで、そういう意味では非常に、まだまだそういう意味で精度を高くこれからもやっていくつもりでございますものを基本的な姿勢で、今議員ご指摘の形で進んでいる優秀でしっかりした職員が頑張っているところを管理者としては評価しておりますし、期待にこたえられるようにこれからも努力するというふうに思っております。

細部で必要になりましたら、細かな部分的には、具体的にこうしたことも常に述べられる状態ではありますけれども、まだそういう形で、ひとまず基本姿勢はそういうことであります。

○1 番（尾作武夫） 終わります。

○議長（杉山行男） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち議案第2号、平成24年度西多摩衛生組合予算の件についてお諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号、平成24年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件をお諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7、議案第4号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは、ただいま議題となりました議案第4号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更

についての件につきましてご説明申し上げます。

本案は、当組合の構成市町の一部を含む 37 団体で組織されております東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に対し、稲城市、狛江市、府中市、国立市が共同設置する多摩川衛生組合より加入要請があったことから、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を共同設置する地方公共団体に新たに多摩川衛生組合を加える必要が生じたこと、また同組合の管理者の選任方法を改め、東京都町村議会議長会の会長の職にあるものをもって充てることとするため、規約を変更する必要が生じたことから、地方自治法に基づき議決依頼がまいったものであります。

改正の内容ですが、お手元に配付しております議案第 4 号附属資料新旧対照表をご覧ください。

管理者及び副管理者の選任方法を規定する第 9 条第 2 項中「管理者及び」を「管理者は、東京都町村議会議長会会長の職にある者をもって充て」に改め、同条第 4 項中「管理者又は」を削っております。

次に、組織団体を掲げている別表第 1 及び裏面をご覧ください、選挙区ごとの議員定数を定める別表第 2 の第 2 区内にそれぞれ「多摩川衛生組合」を加えるものであります。

付則として、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行するとしております。

以上、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（杉山行男） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 4 号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成 24 年第 1 回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 00 分 閉会